

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)

No.	項目	意見の内容(概要)	意見数	県としての考え方
1	全体	法律で使われている用語などで、致し方ないと思いますが、「ギャンブル依存症」「ギャンブル障害」「依存症」などの使用について、学術雑誌などでは極力控えることが求められます。これは障害やメンタルヘルス問題がその人の属性のすべてであるような偏見や誤解を生みやすく、その修正が大事だと考えられているからです。正しい知識の普及、特に児童生徒への教育の中でステイグマ、差別、蔑視、偏見の再生産をしてしまうのは避けるべきなので御配慮いただければと思います。	1	【記述済み】 都道府県計画は、国の基本計画を基本として策定することとなります。そのため、用語についても基本計画の用語と合わせています。 ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど依存症に関する知識と正しい理解の普及啓発を図ります。
2	第2章 ギャンブルの現状及び課題 1. 現状 ③依存症者の状況(全国)(山梨)	SOGSなどスクリーニングテストの自記式による推定では、ギャンブル等依存症疑いの流動性(事前回復、特に相談等しなくても1年間以上、疑いレベルにない)が極めて高い点は重要です。 全国調査では、ギャンブルによる問題を体験した133人で専門機関への相談は4人(3%)。だからこそ相談体制の充実が必要である反面、自然回復が圧倒的でそのあと押し、すなわち予防資源の充実こそギャンブル等依存症対策の主眼であるべきだろうと思います。	1	【記述済み】 本計画においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と円滑な日常生活及び社会生活への支援を基本理念に掲げ、「発症予防」、「進行予防」、「再発予防」の各段階に応じた取組を進めていくこととしております。 「発症予防」においては、「若年層への教育・普及啓発」、「県民に対する正しい知識の普及と理解の促進」等に加え、違法に行われるギャンブル等の取締りの強化など、依存を生じさせない環境づくりにも取り組んでいくこととしております。
3	第2章 ギャンブルの現状及び課題 2. 課題 ①:正しい知識の普及	研究では、少なくともパチンコ・パチスロに関連した「ギャンブル障害のうたがいがい」に関しては、うたがいのある人と、うたがいのないプレーヤーとの間に、年代による有意差や遊技開始年齢での有意差も認められませんでした。 若年層のギャンプリングにはより慎重であるべきとの見解は支持しますが、正しい知識の普及はエビデンスに基づくものであるべきです。日本でのエビデンスは少ないので、教育的な普及の際にはぜひご注意ください。	1	【実施段階検討】 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の第一章I2では、「政府において、現時点で定量的に把握しているギャンブル等依存症問題の把握状況は必ずしも十分ではない。この点でギャンブル等依存症問題の実態把握のための調査は、「VI 実態調査」に記載しているとおり、本基本計画の重要な課題である」としており、厚生労働省では今年度実態調査を実施しています。本県では、第4章「2. 具体的な取組」で「情報の収集」を掲げ、最新のエビデンスを収集し、関係機関に提供することとしており、得られた知見を踏まえ、普及啓発の内容について検討して参ります。
4	第2章 ギャンブルの現状及び課題 2. 課題 ②:相談支援体制の強化	相談体制の強化が必要なことに異論はありませんが、自記式スクリーニングテストでの「ギャンブル等依存症うたがいがい」と相談が必須と思われる事例とは大きな「乖離」があります。その点を数的に把握したうえで「乖離」や「強化」を議論してください。	1	【反映困難】 都道府県計画は、国の基本計画を基本として策定することとなりますが、国の基本計画では「ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は成人の0.8%と推計された一方で、(中略)相談件数は、平成29年度で4,843件にとどまっている」とし、「相談窓口を積極的に普及啓発する必要がある」としています。 潜在している依存症者等の相談に適切に対応するためには、相談支援体制の強化が求められることから課題として設定しました。

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」(素案)

No.	項目	意見の内容(概要)	意見数	県としての考え方
5	第3章 ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な考え方 3. 共通認識 (1)ギャンブル等依存症は誰でもなり得る身近な問題	「誰でもなり得る」は極めて低い確率であっても「なり得る」わけで、論理的に間違っていないかもしれませんが、リスクに濃淡があることはかなり昔から分かっています。それを教えるのが正しい知識の普及だと思えます。 「誰でもなり得る」と一般的にギャンプリングの危険について注意喚起するよりは、～な人は特に注意を、〇〇な人は比較的安心など伝えるのが、エビデンスに基づく正しい知識の普及だと思えます。	1	【実施段階検討】 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の第一章 I 2では、「政府において、現時点で定量的に把握しているギャンブル等依存症問題の把握状況は必ずしも十分ではない。この点でギャンブル等依存症問題の実態把握のための調査は、「VI 実態調査」に記載しているとおり、本基本計画の重要な課題である」としており、厚生労働省では今年度実態調査を実施しています。本県では、第4章「2. 具体的な取組」で「情報の収集」を掲げ、最新のエビデンスを収集し、関係機関に提供することとしており、得られた知見を踏まえ、普及啓発の内容について検討して参ります。